

動物用医薬品卸売販売業の許可申請手続きについて

1 提出書類一覧

		書 類	提出部数	
1		動物用医薬品卸売販売業許可申請書 【記入例①】	正2	
2		営業所の平面図 【記入例②】	正1	
3		営業所の構造設備概要書 【記入例③】	正1	
4	法人の場合に提出	登記事項証明書（発行後90日以内）	正1	
5		組織規程図 【記入例④】	正1	
6		雇用証書（申請者自らが営業所管理者の場合は不要） 【記入例⑤】	正1	
7	営業所管理者※2 資格を証する書類	薬剤師の場合	薬剤師免許証の写し	写1
		登録販売者の場合※1	① 販売従事登録証の写し	写1
			② 実務従事証明書 又は 業務従事証明書 【記入例⑥・⑦】	正1
			③ 上記証明書に関する勤務簿の写し又はこれに準ずる書面	写1
8	営業所管理者以外に勤務する薬剤師又は登録販売者が	雇用証書 【記入例⑥】	正1	
9	いる場合に提出	薬剤師免許証又は登録販売者の販売従事登録証の写し	写1	

- 動物用管理医療機器販売・貸与を併せて行う場合は、申請書の6に記載してください（管理医療機器の届出は不要です。ただし、医薬品と医療機器の保管場所等管理状況が大きく異なる場合は、別途届出が必要になる場合があります）。なお、管理者が異なる場合は、管理者の氏名・住所を記載し、雇用証明と資格証等を添付してください（様式等は管理医療機器届出の項目をご覧ください）。

※1 平成27年8月21日施行の省令改正により、指定医薬品以外の医薬品のみを販売する営業所において、登録販売者が営業所管理者となる場合は、以下の条件を満たすことが必要になりました。

- ・ 過去5年間のうち薬局、動物用医薬品卸売販売業（特例卸売販売業を除く）、配置販売業若しくは卸売販売業又は人の薬局、卸売販売業、配置販売業若しくは卸売販売業において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理の下で実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者、区域管理者又は営業所管理者としての業務を含む）に従事した期間が通算して2年以上の者。

なお、当該期間は月単位で計算することとし、1カ月に80時間以上実務又は業務に従事した場合は、当該月は実務又は業務に従事したものと認められます。

※2 営業所管理者は原則兼務不可ですが、法第35条第3項ただし書きにより兼務が認められる場合とは、同一販売業者の複数の営業所でサンプル卸又は体外診断用医薬品卸を行う場合であって、兼務下でも各営業所において適切な業務管理ができると認められる場合に限りです。

2 添付書類の省略

薬事関係の手続きにより、同一の書類が北海道知事に別途提出されていれば、省略が可能な場合もありますので管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

省略する場合は申請書の参考事項の欄に次の事項を記載してください。

- ① 省略する添付書類の名称（例：〇〇の診断書）
 - ② 省略書類を添付した申請書等の店舗（営業所）の名称、許可の種類、及び許可番号
 - ③ 省略書類を添付した申請書等の種類、申請又は届出年月日、及び提出先

3 手数料

許可申請書1部の上部等の余白に**北海道収入証紙 28,290円分**を貼付してください。

4 標準処理期間

19日間（閉庁日含まず。提出書類等に不備があった場合の訂正に要する期間は含まれません）

5 その他

- (1) 事前に申請書類の内容を確認しますので、収入証紙を貼付する前に管轄の家畜保健衛生所までFAX等をお願いします。
- (2) 書類審査後、営業所の構造設備と業務を行う体制が基準に合致しているか確認するため、現地調査を行います。許可基準については別紙を参照してください。
- (3) 北海道収入証紙の貼付方法をご確認ください。

<卸売販売業者が遵守すべき法令等>

法 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

規則 : 動物用医薬品等取締規則

技術的助言 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について

卸売販売業の営業所の構造設備の許可の基準 (規則第110条の2)

- 1 60ルクス以上の明るさを有し、換気が十分であり、清潔であること
- 2 常に居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること
- 3 卸売販売業の業務を行うのに支障のない面積を有していること
- 4 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合はこの限りではない(当該医薬品を取り扱わない場合は、その旨を参考事項欄に記載)
- 5 貯蔵のための鍵のかかる設備を有すること。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りではない。

卸売販売業の販売先 (法第25条、規則第99条の2)

- 1 薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者
 - 2 国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)
 - 3 研究施設の長又は教育機関の長であって研究又は教育を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの
 - 4 医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者であって製造を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの
 - 5 このほか、都道府県知事が3又は4に掲げるものに準ずるものとして特に認めるもの
- ※ 動物用医薬品特例店舗販売業者に販売する場合には、当該業者における販売指定品目を確認し、**指定品目以外の医薬品を販売しない**こと。また、自家治療(販売用観賞魚の治療等)のために使用する医薬品については販売できません。

許可証の掲示 (規則第98条)

許可証については、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、これが困難な場合は、営業所の見やすい場所に原本を掲示する。なお、許可証の書換え又は再交付の申請中はこの限りではない。

卸売販売業者の遵守事項

(法36条の2、規則第102条の2~104条の2(第2項を除く)、105条~105条の2)

- 1 卸売販売業者は、営業所管理者が医薬品の適切な管理のために必要と認める医薬品の試験検査を、営業所管理者に行わせなければならない。(開封販売を行う場合等)
- 2 卸売販売業者は、営業所に当該卸売販売業の管理に関する事項を記載するための帳簿を備えつけ、**最終の記載の日から2年間保存**しなければならない。
 - ・営業所管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該卸売販売業の管理に関する事項を、帳簿に記載しなければならない。

- 3 卸売販売業者は、**医薬品を譲り受け**、又は医薬品を薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者若しくは飼育動物診療施設の開設者に**販売し**、若しくは授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、記載の日から2年間、これを保存しなければならない。
 - ・譲受し、販売し、又は授与した医薬品の品名及び数量
 - ・その医薬品を譲受し、販売し、又は授与した年月日
 - ・譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所
- 4 卸売販売業者は、自ら視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師若しくは登録販売者であるとき、又はその営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者が視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。
- 5 卸売販売業者は、その営業所において薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理の下に実務に従事した者又は登録販売者として業務（営業所管理者としての業務を含む）に従事した者から、過去5年間においてその実務又は業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない（ただし、虚偽又は不正の証明を行ってはならない）。
また、上記の証明を行うために必要な記録（勤務簿の写し又はこれに準ずるもの）を保存（5年間）しなければならない。
- 6 卸売販売業者は、管理者の意見を尊重するとともに法令順守のための措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、その内容（措置を講じない場合は、その旨及びその理由）を記録し、適切に保存しなければならない。

卸売販売業者の法令遵守体制（規則第105条の3）

卸売販売業者は、営業所の管理に関する業務その他卸売販売業者の業務を適正に遂行するところにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、次の措置を講じ、措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

- 1 営業所管理者の権限を明らかにすること
 - ・営業所に勤務する薬剤師、登録販売者その他従業者に対する業務の指示及び監督に関する権限
 - ・その他、営業所の管理に関する権限
- 2 営業所の管理に関する業務、その他の卸売販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するために、営業所の管理に関する業務、その他の卸売販売業者の業務が法令に適合するための規程の作成すること
- 3 薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者に対する教育訓練の実施及び評価並びに業務の遂行に係る記録の作成、管理及び保存を行う体制を整備すること
- 4 薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務に必要な情報を収集し、その業務の適正を確保するために必要な措置を講ずる体制を整備すること
- 5 卸売販売業者の業務の適正を確保するために必要な人員の確保及び配置その他卸売販売業者の業務の適正を確保するための体制を整備すること
- 6 従業者に対して法令順守のための指針を示すこと
- 7 薬事に関する業務に責任を有する役員の権限及び分掌する業務を明らかにすること
- 8 卸売販売業者が2カ所以上の許可を受けている場合にあつて、当該許可を受けている全ての営業所において、上記法令順守体制が確保されていることを確認するために必要な措置を行うこと

- 9 医薬品の保管、販売その他医薬品の管理に関する業務が適切に行われ、医薬品の譲受及び譲渡に関する記録が履行されるために必要な措置を行うこと
- 10 この他上記に規定する体制を実行的に機能させるために必要な措置を行うこと

営業所管理者の能力・経験及び管理に関する義務・遵守事項並びに業務

(法35～36条、締規則第102条の2)

- 1 営業所管理者の能力・経験
 - 営業所管理者は、営業所管理者の義務及び業務を遂行し、遵守事項を遵守するための必要な能力と経験を有する者でなければならない。
- 2 営業所管理者の義務・遵守事項
 - 営業所管理者は、保健衛生上支障を生じるおそれがないように、営業所に勤務する薬剤師、登録販売者その他従業者を監督し、その店舗の構造設備及び医薬品その他物品を管理し、その他店舗の業務につき必要な注意をしなければならない。
 - 営業所管理者は、保健衛生上支障を生じるおそれがないように、営業所の業務につき、卸売販売業者に必要な意見を書面で述べなければならない。意見を記載した書面を3年間保存しなければならない。
 - 営業所の管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行わなければならない。
- 3 営業所管理者が行う店舗の管理に関する業務
 - 営業所管理者の権限に関する業務
 - 医薬品の試験検査
 - 管理に関する帳簿の記載

医薬品の適正管理の確保 (規則第110条の5)

- 1 卸売販売業者は、法第36条の二第一項の規定により、医薬品の適正管理を確保するため、指針(※)の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 前号に掲げる措置には、次に掲げる事項を含むものとする
 - 従事者から卸売販売業者への事故報告の体制の整備
 - 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書(※※)の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
 - 医薬品の適正管理のために必要となる情報の収集その他医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

※ 指針に盛り込むべき内容

- 医薬品の適正管理を確保するための基本的考え方に関すること
- 従事者に対する研修の実施に関すること
- 従事者から卸売販売業者への事故報告の体制に関すること
- 医薬品の適正管理のための業務に関する手順書の作成及びこれに基づく業務の実施に関すること
- 医薬品の適正管理のために必要な情報の収集に関すること
- その他、医薬品の適正管理の確保を目的とした改善のための方策の実施に関すること

卸売販売業者は、策定した指針に従事者へ周知するとともに、当該指針に基づき適切な対応を図ること。研修を実施した場合は、その記録を3年間保存してください。

※※ 手順書に盛り込むべき内容

- 営業所で取り扱う医薬品の購入に関する事項
- 医薬品の管理に関する事項（医薬品の保管場所、薬事法等の法令により適切な管理が求められている医薬品（毒薬・劇薬、特定生物由来製品等）の管理方法等）
- 医薬品情報の取扱い（安全性・副作用情報の収集、管理、提供等）に関する事項
- 事故発生時の対応に関する事項（事故事例の収集の範囲、事故後対応等に基づく事項）
- 他施設との連携に関する事項

手順書は、作成後も必要に応じて見直しを行うこと。

卸売販売業者は、営業所管理者に対して、従事者が手順書に基づき適切に業務を実施しているか定期的に確認させるとともに、確認内容を記録させなければならない。また、営業所管理者は、当該確認結果を踏まえ、必要に応じ、卸売販売業者に対し必要な意見を述べること。

なお、上記「法令遵守体制」で、「業務の遂行が法令に適合することを確保するために、店舗の管理に関する業務、その他の店舗販売業者の業務が法令に適合するための規程を作成すること」とされているため、この<卸売販売業者が遵守すべき法令等>の内容を指針・手順書に組み込むようお願いします。

医薬品の情報提供等（法第68条の2）

卸売販売業者は、医薬品（医療機器を扱う場合は医療機器も）の適正な使用のために必要な情報を収集・検討するとともに、医薬品販売業者や飼育動物診療施設開設者、獣医師等の医薬関係者に対し、これを提供するように努めなければならない。

医薬品の保管、毒薬・劇薬の販売等（法第45～48条、規則第164条165条、助言第2の3）

- 1 医薬品は他の物と区分して貯蔵しなければならない。また、毒薬・劇薬は、他の物と区別して貯蔵しなければならない。なお、毒薬は貯蔵場所に施錠しなければならない
- 2 毒薬・劇薬は、薬剤師以外は開封して販売、授与又はこれらの目的で貯蔵又は陳列してはならない。
- 3 毒薬・劇薬は、販売等に係る書類を作成し、2年間保存しなければならない。
 - 記載事項：品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日、譲受人の氏名・住所・職業、譲受人の署名又は記名押印。
 - ※法人への販売等の場合は、法人の名称及び押印。（北海道の規定：ただし、これが難しい場合は、農場長等への委任も可能（あらかじめ委任状の提示が必要））。
 - ※令第63条で定めるところにより譲受人の同意を得て、改変防止、保存可能及び記録出力可能の措置を講じた上で電子情報上で処理することができる。なお、書類を電子的に作成した場合は、譲受人の記名で良い（署名や押印は不要）。
 - ※獣医師、診療施設開設者等（身分を確認、常時取引関係にある）に販売等する場合、この書類は不要。
- 4 毒薬・劇薬は、14歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。
- 5 毒薬・劇薬の特定販売を行う場合、上記3の譲渡手続きが必要であること及び上記4の交付制限があることを明記する。

(記入例①)

北海道収入証紙
28,290円分

* 割り印不要



動物用医薬品卸売販売業許可申請書

(提出年月日を記入)

令和 年 月 日

北海道知事 様

住所 札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇薬機

代表取締役 〇〇 〇〇

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条第1項の規定により動物用医薬品卸売販売業の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

- 営業所の名称及び所在地
・所在地は正式な地番を省略せずに記入してください
- 営業所の構造設備の概要
別紙のとおり **平面図、構造設備概要書を作成し添付**
- 医薬品営業所管理者の氏名、種別及び住所
・種別：薬剤師（又は登録販売者）
・氏名：〇〇 〇〇
・住所：現住所（自宅）を記入してください
※申請者が薬剤師又は登録販売者であって自ら業務を管理する場合は、その旨を記入してください
- 医薬品営業所管理者以外の薬剤師又は登録販売者であって薬事に関する実務に従事する者の氏名及び種別
種別：薬剤師（又は登録販売者）
氏名：〇〇 〇〇
- 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
代表取締役 〇〇 〇〇、取締役 〇〇 〇〇
※代表取締役（全員）、薬事に関する業務を行う取締役
- 営業所において卸売販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、当該業務の種類
・人体用及び動物用医薬品、医療機器の販売業等の薬事に関する兼営事業を記入してください
- 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無
該当しない ※該当する場合は、該当する事案の詳細を記載（備考参照）
- 参考事項
・省略書類がある場合は、必要事項を記入してください
・管理医療機器販売・貸与業を兼営する場合は、その旨記載してください（管理者が異なる場合はその旨記載の上、資格証と雇用証明の添付が必要）

(備考)

- ・ 正本2部のうち、1部に北海道収入証紙を貼付すること。
 - ・ 営業所において動物用管理医療機器機器販売・貸与業も行う場合は、その旨連絡願います。
 - ・ 記載しきれない項目は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - ・ 冷蔵貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合には、その旨を参考事項に記載すること。
 - ・ 「7 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無」について該当する場合は、次のとおり
- (1) 法第5条第3号イに該当
 - ：法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者は、許可を取り消された年月日及びその違反の内容を記入
 - (2) 法第5条第3号ロに該当
 - ：法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者は、許可を取り消された年月日及びその違反の内容を記入
 - (3) 法第5条第3号ハに該当
 - ：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者は、その罪名、刑の内容、刑の確定年月日（刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなったときはその年月日）及び判決を言い渡した裁判所名を記入
 - (4) 法第5条第3号ニに該当
 - ：イからハまでに該当する者を除くほか、この法律等で定めるもの、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令等で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者は、薬事に関する法令等又はこれに基づく処分に違反した年月日及び違反の内容を記入
 - (5) 法第5条第3号ホに該当
 - ：麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者は、該当する旨を記入
 - (6) 法第5条第3号ヘに該当
 - ：動物用医薬品等取締規則第2条で規定する精神の機能の障害により販売業者等の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者は、その概要と現に受けている治療等の状況を併記
 - (7) 法第5条第3号トに該当
 - ：卸売販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者は、該当する旨並びに知識及び経験を有する者と認められない理由を記入

(記入例②)

平 面 図	
(動物用医薬品、動物用再生医療等製品、動物用医療機器の陳列及び保管場所を図示するとともに、求積に必要な寸法を詳細に記載)	
冷暗貯蔵設備の規格又は立体図及び寸法	鍵のかかる貯蔵設備の規格又は立体図及び寸法
規格： 例1) 冷蔵ストッカー $O\text{cm} \times O\text{cm} \times O\text{cm}$ <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;">冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱う場合、その設備について記載</div> 例2) 冷暗貯蔵が必要な医薬品は取り扱わない。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;">冷暗貯蔵が必要な医薬品と取り扱わない場合はこのように記載</div> <small>* 医療機器のみを取り扱う場合は記載不要。</small>	規格： 例1) 医薬品陳列棚 $O\text{cm} \times O\text{cm} \times O\text{cm}$ <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;">毒薬を取り扱う場合、その貯蔵設備(施錠可能で容易に移動できないもの)について記載</div> 例2) 毒薬を取り扱わない。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;">毒薬を取り扱わない場合はこのように記載</div> <small>* 医療機器のみを取り扱う場合は記載不要。</small>

(日本産業規格A4)

(備考)

上記内容を満たす既存資料等に代える場合にあっては、「別紙のとおり」と記載し、当該資料を添付すること。

管理医療機器販売・貸与業を兼営する場合は、管理医療機器の保管場所を記載すること。

(記入例 ③)

構造設備概要書			
(〇〇年〇〇月〇〇日現在)			
店舗又は 営業所の名称	株式会社〇〇薬機 札幌支店		
店舗又は 営業所の所在地	札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号 TEL. ×××-×××-×××		
建物の種類	ア 独立した建物 (階建) イ 住居併用店舗 (階建 階を使用) ウ ビル又は大型店舗内 (名称 札幌〇〇ビル) (使用場所 10階建の3階 (1フロア全て)) エ その他 ()		
店舗又は 営業所の総面積	〇 m ²	動物用医薬品等 売 場 面 積	◇ m ²
1 照明設備	蛍光灯 60 W 40 個		
2 換気設備	換気装置2機 窓、換気口等		
		動物用医薬品の陳列場所と 保管場所の合計面積	

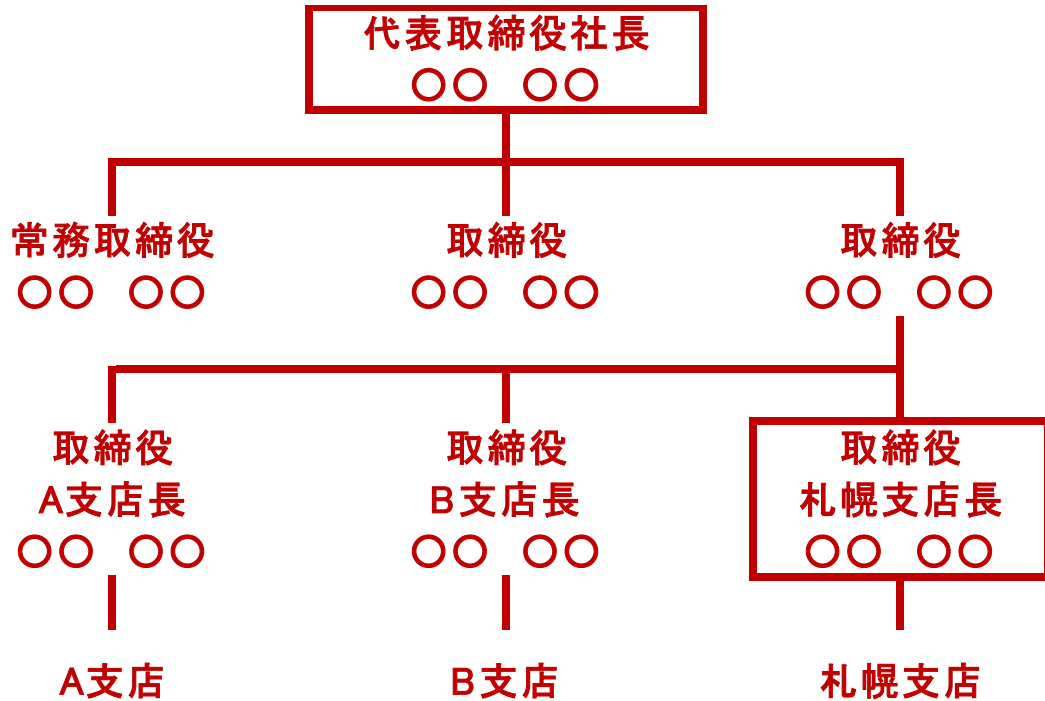
(日本産業規格A4)

(備考)

上記内容を満たす既存資料等に代える場合にあつては、「別紙のとおり」と記載し、当該資料を添付すること。

(記入例 ④)

組織規程図



が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の薬事に関する業務に責任を有する役員であることを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日



住所 札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号

名称 株式会社〇〇薬機

代表取締役 〇〇 〇〇

(記入例 ⑤)

雇 用 証 書

私どもは、次の事項を条件として雇用関係にあることを証します。

- 1 業 務 店舗管理者（薬剤師・登録販売者）
医薬品営業所管理者（**薬剤師**・登録販売者）
管理者以外の薬剤師
管理者以外の登録販売者
- 2 勤務場所 名称 **株式会社〇〇薬機 札幌支店**
所在地 **札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号**
- 3 勤務時間 **午前9時00分から午後6時00分まで**
- 4 休 日 **土曜、日曜、祝日**

該当する項目を○で囲む

〇〇年〇〇月〇〇日

捨
印

雇用者 住所 **札幌市〇区〇条〇丁目〇番〇号**
氏名 **株式会社〇〇薬機**
代表取締役 〇〇 〇〇

捨
印

被雇用者 住所 **札幌市〇区〇条〇丁目1-2**
氏名 **〇〇 〇〇**

(注意)

雇用者が法人の場合、本社の所在地・名称・代表者を記載し、代表者印を押印すること。

(記入例 ⑥ : 営業所管理者等の管理・指導の下での実務期間の証明)

実務従事証明書

〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

捨
印

捨
印

証明を受ける者が従事した
販売業者とその店舗又は
営業所の管理者

医薬品の販売業者名 株式会社〇〇薬機
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(許可番号: 第〇〇〇〇〇号)
管理者氏名 □□ □□

下記の者の実務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	〇〇 〇〇 (生年月日: 昭和 53 年 8 月 1 日)	証明を受ける者
住所	〒×××-×××× 札幌市〇区〇条〇丁目1-2	
店舗、配置又は 卸売販売業の名称	* 証明を受ける者が従事した販売業の種類を記載	
店舗の所在地、 配置販売業の区域 又は営業所の所在地	* 証明を受ける者が従事した店舗等の所在等を記載	

1 実務期間: 平成〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月 (〇年 〇月間)

2 実務内容

(期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導下で行われた実務に該当する□にレを記入)

- 主に動物用医薬品の販売等の直接の実務
- 動物用医薬品の販売時の情報提供実務又はその内容を知ることができる実務 (卸売販売業を除く。)
- 動物用医薬品に関する相談対応実務又はその内容を知ることができる実務 (卸売販売業を除く。)
- 動物用医薬品の販売制度の内容等の説明業務又はその内容を知ることができる業務
- 動物用医薬品の管理や貯蔵に関する実務
- 動物用医薬品の陳列や広告に関する実務

3 実務時間 (該当する場合、□にレを記入)

- 上記 1 の期間の全ての月にわたり、上記 2 の実務に 1 か月に合計 80 時間以上従事した。

(注意)

この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付すること。

(記入例 ⑦: 登録販売者として業務に従事していた期間の証明)

業務従事証明書

〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様



証明を受ける者が従事した
販売業者とその店舗又は
営業所の管理者

医薬品の販売業者名 **株式会社〇〇薬機**
代表者氏名 **代表取締役 〇〇 〇〇**
(許可番号: **第〇〇〇〇号**)
管理者氏名 **〇〇 〇〇**

下記の者の業務は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	〇〇 〇〇 (生年月日: 昭和 53 年 8 月 1 日)	証明を受ける者
住所	〒×××-×××× 札幌市〇区〇条〇丁目1-2	
店舗、配置又は 卸売販売業の名称	* 証明を受ける者が従事した販売業の種類を記載	
店舗の所在地、 配置販売業の区域 又は営業所の所在地	* 証明を受ける者が従事した店舗等の所在等を記載	

1 業務期間: 平成〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月 (〇年 〇月間)

2 業務内容

(期間内に登録販売者として行われた業務に該当する□にレを記入)

- 主に動物用医薬品の販売等の直接の業務
- 動物用医薬品の販売時の情報提供業務 (卸売販売業を除く。)
- 動物用医薬品に関する相談対応業務 (卸売販売業を除く。)
- 動物用医薬品の販売制度の内容等の説明業務
- 動物用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- 動物用医薬品の陳列や広告に関する業務

3 業務時間 (該当する場合、□にレを記入)

- 上記1の期間の全ての月にわたり、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。

(注意)

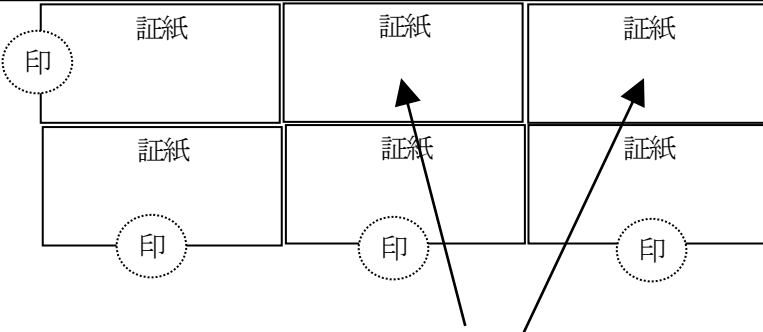
この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付すること。

＜北海道収入証紙の貼付方法＞（収入印紙ではありません）

- ・申請時に、北海道収入証紙の割り印は不要です。
- ・当所で書類を受領してから割り印を押しますので、証紙と台紙にかけて印を押せるように貼付してください。
- ・北海道収入証紙の購入場所については、ホームページ（各種申請書様式）を参照ください。

台紙に印がかけられない

悪い例



台紙の端に貼ってあり
その周りに隙間無く証紙が貼られている

良い例

